

ナント・わかくさローンカード規定

1. (カードの発行)

ナント・わかくさローンカード（以下、カードといいます）は、ナント・わかくさローン契約にもとづき、ご本人に対して1枚発行します。

2. (カードの利用)

カードは次の場合に利用することができます。

①株式会社南都銀行（以下、銀行といいます）および銀行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携先といいます）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、支払機といいます）を使用して貸越金の支払いを受ける（以下、貸越金の支払いを受けることを単に出金といいます）場合

②銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、預金機といいます）を使用して貸越金の返済をする（以下、貸越金の返済を単に入金といいます）場合

③銀行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、振込機といいます）を使用して振込資金を貸越口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合

④その他銀行所定の取引をする場合

3. (支払機による出金)

(1)出金は支払機を使用するものとします。支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。

(2)支払機による出金は、支払機の機種により銀行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、銀行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金限度額は銀行所定の金額の範囲内とします。

(3)支払機による出金は、出金金額と後記6.（自動機利用手数料等）の(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）をこえるときは出金することができません。

4. (預金機による入金)

(1)預金機を使用して入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2)預金機による入金は、預金機の機種により銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を貸越口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。

6. (自動機利用手数料等)

- (1)提携先の支払機または振込機を使用して出金する場合には、提携先所定の支払機、振込機の利用に関する手数料(以下、自動機利用手数料といいます)をいただきます。
- (2)自動機利用手数料は、出金または振込時に貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、銀行から提携先へ支払います。
- (3)振込手数料は、振込資金の貸越口座からの出金時にその出金した貸越口座から自動的に引落します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1)停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内(午前9時より午後3時まで、以下同じです)に限り、銀行本支店の窓口でカードにより入金することができます。
- (2)停電、故障等により銀行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、銀行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として銀行本支店の窓口でカードにより出金することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。また、支払機の停止の原因がオンライン機器、設備等の障害による場合には、銀行の窓口においても一時的にこの取扱いをしないことがあります。
- (3)前(2)による出金を受ける場合には、銀行所定のカードローン貸越金支払請求書に氏名および金額等銀行所定の事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、写真付の公的資料(運転免許証、パスポート等)のご提示をお願いすることがあります。
- (4)停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前(2)(3)によるほかは、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1)カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって銀行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- (2)前(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前(1)と同様とします。なお、この場合にも、速やかに書面によって銀行に届出てください。
- (3)氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- (4)暗証番号の変更は、前(3)によるほか、銀行の預金機・支払機・振込機を使用して随時行うことができます。この場合には、預金機・支払機・振込機の画面表示の操作手順に従って、カードを挿入し、現在の暗証番号、および新しい暗証番号を正確に入力してください。

9. (カードの再発行等)

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (カード・暗証番号の管理等)

- (1)銀行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、銀行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを銀行所定の方法により確認のうえ出金を行います。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から銀行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。
- (3)カードの使用・暗証番号の管理上の過失・偽造・盗用・不正使用その他の事故により生じた損害については、銀行は責任を負いません。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

12. (カードの期限)

- (1)わかくさローン契約書（以下、ローン契約書といいます）に定める銀行との約定により、取引期限が延長された場合には、カードは引続き使用できるものとします。
- (2)ローン契約書に定める銀行との約定によるローン取引が終了した場合には、使用中のカードは無効とします。

13. (解約・カードの利用停止等)

- (1)ローン契約書に定める銀行との約定による本ローン取引の解約または終了に際しては、カードを直ちに取扱店に返却してください。
- (2)カードの改ざん、不正使用など銀行がカード利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、銀行からの請求があり次第、直ちにカードを取扱店に返却してください。
- (3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、銀行の窓口において銀行所定の本人確認書類の提示を受け、銀行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①後記 14.（譲渡、質入れ等の禁止）に定める規定に違反した場合
 - ②カードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると銀行が判断した場合

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、ローン規定および振込規定により取扱います。

以上